

いじめ防止基本方針

関西創価小学校

「いじめ防止基本方針」

第1章：いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
 - (1) 名称
 - (2) 構成員
 - (3) 役割
4. 年間計画
5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

第2章：いじめ防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章：早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめ早期発見のための措置

第4章：いじめに対する措置

1. 基本的な考え方
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応
3. いじめられた児童又はその保護者への支援
4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. インターネット上のいじめへの対応
7. その他の留意事項

第5章：重大事態への対処

1. 重大事態の意味について
2. 重大事態の報告
3. 調査の趣旨及び調査主体について

4. 調査を行うための組織について
5. 事実関係を明確にするための調査の実施
6. その他の留意事項
7. 調査結果の提供及び報告

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

上記の考えをもとに、本校では全ての教職員が「いじめは、どこの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を安全に送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つの点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない。いじめを見逃さないように努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見、早期解決のために、組織として一貫した対応を行う。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障し、適切な指導を行う。学校内だけでなく専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

この理念に基づき、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう」

（「いじめ防止対策推進法」2条1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、

法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有することは必要となる。

◆具体的ないじめの態様は、以下のようなものである

- ▶冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▶仲間はずれ、集団により無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶金品をたかられる
- ▶金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

＜いじめの理解＞

いじめは、どの子どもでもどの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に組織で的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

管理職（校長・副校長・教頭）・該当学年主任・該当学級担任

※必要に応じて、児童部長・養護教諭・スクールカウンセラー・学校顧問弁護士

(3) 役割

- ア. 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ. いじめの未然防止
- ウ. いじめの対応
- エ. 教職員の資質向上のための研修
- オ. 年間計画の企画と実施
- カ. 年間計画の進捗のチェック
- キ. 各取組の有効性の検証
- ク. 学校いじめ防止基本方針の見直し

◆いじめがあったことが確認された場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」で適切な指導・支援プランをたてて対応する。いじめ行為はやめさせ、何が悪かったのか理解させる成長の支援を行う。保護者とも連携し、いじめ解消後も状況も注視する。

4. 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

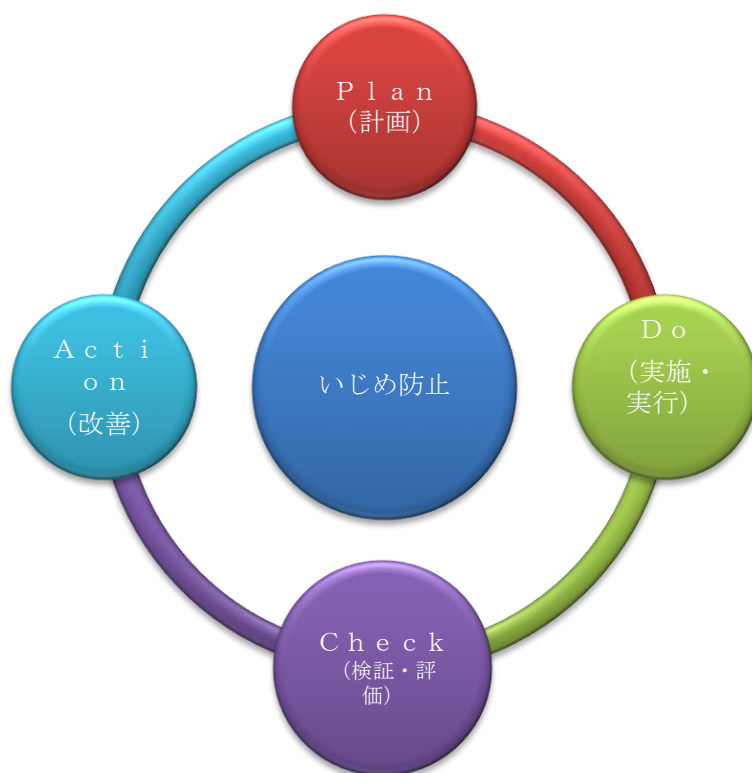
「いじめ問題・不登校対策年間計画」

学 期	月	校 内 研 修
1学期	4月	・実態把握:教育相談 ・保護者:全校・学年・学級保護者会の活用 ・新入生歓迎の集い ・1年生保護者オリエンテーション・家庭訪問
	5月	・研修:「児童セーフティネット(いじめ)」教員研修 ・実態把握:家庭で気になることの相談を受ける ・実態把握:いじめアンケート・アンケート結果を受けての対応 ・春のフィールドワーク ・参観日:授業公開
	6月	・実態把握:教育相談・ケースカンファレンス ・実態把握:6年学園ステイ・5年移動教室 ・参観日:保護者面談
	7月	・実態把握:クラスアンケート ・保護者:1年生保護者会 ・栄光の日記念の集い
	8月	・研修:「児童セーフティネット(人権)」教員研修
2学期	9月	・実態把握:夏休み生活調査・家庭で気になることを調査 ・保護者:6年生保護者会
	10月	・保護者:競技大会 ・修学旅行 ・秋のフィールドワーク
	11月	・英知の日・創立記念式典 ・保護者:音楽発表会 ・実態把握:いじめアンケート・アンケート結果を受けての対応
	12月	・ありがとう感謝の集い
3学期	1月	・世界平和記念集会 ・保護者:保護者面談
	2月	・参観日:授業公開 ・実態把握:いじめアンケート・アンケート結果を受けての対応
	3月	・情報交換:いじめアンケート分析・学年引き継ぎ事項の資料作成 ・保護者:全校・学年・学級保護者会の活用 ・卒業生を送る集い

※緊急発生時:緊急対応会議の開催

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、（各学期の終わりなど）年3回、「検討会議」を開催し、計画の進捗状況の確認や対処の検証を行い、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取り組みを継続していく。

2. いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図るため、教職員に対して「いじめは、全ての児童に起こりうるもの」としてとらえ、発見してから取り組むというのではなく全員を対象に事前の働きかけを行い、未然防止の取り組みを行うことを徹底する。

また、児童に対しても、朝会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、いじめ防止対策委員会の構成員である教職員が講師を務め実施する。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについての具体的な認識を共有しておく。

いじめの早期発見のためには、教職員の気づきが大切である。児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。児童に対して、わかる授業づくりを進め、授業での不安や不満が高まらないように授業改善にも努めていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには、児童自身が価値ある存在として認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れることが大切である。

教職員が児童に対して、愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた、温かい学

級経営や教育活動を展開することが、自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

そのために、授業規律についての改善・解決を行い、指導方法を見直して授業改善にも取り組んでいく。

年間を通じて、社会体験や生活体験を計画的に配置し、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、学べる機会を設けていく。また、異学年交流なども取り入れて絆づくりを深めていく。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取り組みを行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることになるので断じてあってはならない。

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、

保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 震災などにより被災した児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

その際、教職員はもとより、家庭にも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、積極的に異学年交流などの活動に取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

(5) 児童自らがいじめについて学び取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で

支える役割に徹するよう心がける。

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いに大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人のかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間などの指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という意識を児童が持つように様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際に、知らせることは決して悪いことではないことをあわせて指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめを見逃さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動をとおして児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・担任が問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

＜保護者に対して＞

- ・いじめの定義を認識していただく。
(相手が嫌だと感じる言動は全ていじめであると法律で定められていることの確認)

- ・学校は、「いじめた子どもが悪い」のではなく、「いじめ行為が悪い」とのスタンスで指導・支援をしていくことを理解していただく。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動をとおして、「いじめをしない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員で共有する。
- ・校長などは、いじめに関する講話を全校朝会等で行い、学校としていじめを受けたときはすぐに知らせることと、いじめに気づいた時には、すぐに担任やまわりの大人に知らせることを児童に伝える。
- ・いじめに関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでもだれにでも相談できる体制の充実を図る。
- ・本校のホームページに掲載し、保護者や地域の方に基本方針の内容を確認できるようにする。その内容を、入学時や各年度の始めに児童・保護者に説明する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

2. いじめ早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、児童のプライバシー保護に配慮するなど、その対外的な取り扱いや管理については、十分に注意する。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立てとして、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。日常の観察をとおして、気になる変化が見られたら、メモをとり、記録に残していくことを教職員で共有していく。保護者と連携して児童を見守るため、家庭で気になったことを遠慮なく連絡していただけるよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる環境をつくる。（毎週水曜日の教育相談室、カウンセラーへの相談等）さらに、保護者面談や家庭訪問の機会も活用する。教員が多忙感を見せたり、児童の相談に対して、悩みを過小評価したり、相談を受けたのに真摯な対応を怠ることがないように心がける。児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有していく。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。対象児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で関係児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及ん

だ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めていく。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象・関係児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 対象児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、対象児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで対象児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの対象児童及び関係児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は被害・関係児童の保護者に連絡する。

児童から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、複数の教員で事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」「最後まで守り抜いていく」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、児童や保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むこと、保護者には、家庭での児童の変化に注視し、どのような些細なことでも報告して欲しいと伝える。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、対象児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に保護者に提供する。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、（必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て）、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。（正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者につらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。指導経過の報告を随時行い、保護者にいじめ対策の進捗状況を理解していただく。）

いじめた児童への指導に当たっては、いじめに至った原因や背景を確認した上で、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。（いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導し、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。また、立ち直りの支援も行う。）なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、関係児童による対象児童に対する謝罪だけではなく、対象児童の回復、関係児童が抱えるストレス等の問題の除去、対象児童と関係児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6. インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

インターネット上のトラブルの早期発見に努め、また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

＜未然防止のために＞

- 未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。
 - 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を取る。
 - 情報モラル教育を進めるため、情報教育のカリキュラムの充実を図り、インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ※「スマホ・ケータイ安全教室」の実施
- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みした人は、特定できる。
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
 - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 早期発見の観点から、保護者には、家庭で、メールを見たときの児童の表情の変化等、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談することを伝える。

7. その他の留意事項

① 組織的な指導体制

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を行うよう留意する。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多

寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう留意する。

④ 家庭との連携

学校の基本方針等について保護者の理解を得ることで、家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校からの通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第5章 重大事態への対処

1. 重大事態の意味について

○いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

○いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席している疑いがあると認めるとき。

- ・年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※児童やその保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2. 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、学校から常任理事会に報告する。
- 大阪府私学課・大阪府知事に重大事態の発生を報告する。

3. 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに法人本部に報告し、法人本部はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、法人本部が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと法人本部が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、法人本部において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、法人本部は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

4. 調査を行うための組織について

法人本部又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、学校が調査の主体となる場合、いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの対応も行う。

5. 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係

の特定を急ぐことなく客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、積極的に資料を提供するとともに 調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組んでいく。

<いじめ重大事態の調査にあたっての留意点>

- ①児童・保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、「調査委員会」の調査結果を対象児童・保護者に適切に説明する。
- ②「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでのいじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点を持ち、自らの対応に不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにし、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。
- ③調査には、真摯な態度で取り組み、公平・中立に調査を行う。多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにする。日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理する。具体的かつ実効性のある再発防止策を提示する。
- ④調査にあたっては、対象児童に対する心のケアや必要な支援を行い、関係児童に対する指導及び支援を疎かにしない。
- ⑤対象児童を徹底して守り通すという決意で対応する。対象児童の心のケア・回復への第一歩としてご家庭と学校で安心・安全の確保に努める。身体・精神症状に留意しながら、学校（担任・養護教諭・カウンセラー）・各種相談機関にて対象児童の意向のもと個別面談を設定。秘密が守られる安全な場所にて、心の傷つき（つらさ、悔しさ、悲しさ等）を共に受け止め、心の整理を行う十分な時間を設け自己肯定感の回復を図っていく。教員は、対象児童が教員への信頼感を頼りに、自分自身への信頼感を回復していけるよう、理解と共感に努め続けていく。このように、対象児童の見守りや心のケアに努め、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童への指導及び支援に継続的に取り組む。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれていない場合は、法人本部とも共有し、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察等に相談・通報する。
- ⑦重大事態調査の対応と並行して警察等に相談・通報する場合は、迅速かつ適切な対応

をとるために、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童への必要な支援及び指導を行う2チームに分けて対応する。法人本部も積極的に支援に入り、体制を整える。

- ⑧詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
- ⑨対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童・保護者に対して丁寧に説明する。
- ⑩児童・保護者からの申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、「調査委員会」が報告・調査にあたる。保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる。また、具体的な状況は書面に記入してもらう。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、二次的な問題(不登校、自傷行為、往返し行動など)の発生を未然に防ぐため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- ⑪自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を調査組織に加え、調査・対応を行う。
- ⑫調査を始める前に保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、対象児童・保護者への事前説明を行う。調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成について認識のすり合わせを行う。説明内容を見える化するため、チェックリストを活用し、重大事態の別・根拠、調査の目的、調査組織の構成に関する意向、調査期間、調査事項、調査方法や調査対象者、窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介、調査結果の提供、調査終了後の対応などを説明する。説明時には、説明者、説明者の補佐、記録者など複数名が同席する。「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしない。「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言もしない。学校に不適切な対応があった場合は、謝罪を行う。対象児童・保護者の心情を害する言動は厳に慎む。聴き取り方等の工夫を行い、調査によって、児童が新たな負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生したりしないようにする。関係児童・保護者に対しても事前説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整する。
- ⑬児童への聴き取りの際には複数人で聴き取る。当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮を行う。聴き取り時間は1時間以内で終わるようにする。また、無理に聴き取りを行うことにこだわらないで柔軟な対応をとる。聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。

- ⑭児童にアンケート調査等を行う場合には、実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童・保護者の意向も確認する。記名方式で行う。
- ⑮調査項目は、重大事態の位置づけ、調査の目的、調査期間、調査組織の構成、基礎情報、当該事案の概要、調査方法、調査内容、対象児童の訴え、関係児童からの聴取内容、当該事案の事実経過、当該事案経過から認定しうる事実、学校の対応について、法人本部の対応について、学校及び法人本部の対応に係る考察、当該事案への対処について、学校及び法人本部に対する提言とする。
- ⑯調査では、事実関係の確認・整理を行い、聴き取り等の内容や資料等については正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。その際、調査組織は、中立的な観点から検討していく。報告書には、事実関係が確定していないものについては断定的な表現は避ける。調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載する。重大事態調査の目的は、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであるため、対象児童の重大な被害等といじめの関係について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行う。「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を記載する。
- ⑰調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意し、再発防止の観点から日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどの対応をする。この際いじめられた 児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。（例えば 質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり対象児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては 事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、法人本部がより積極的に指導・支援したり関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について

協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要となる。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、法人本部は、情報の提供について必要な指導及

び支援を行う。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

6. その他の留意事項

いじめ防止対策推進法第23条第2項において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされている。学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、いじめ防止対策推進法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、いじめ防止対策推進法第23条第2項による措置にて、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。法人本部及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7. 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、法人本部は、情報の提供の内容・方法・

時期などについて必要な指導及び支援を行う。

調査結果については、大阪府私学課、大阪府知事に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて大阪府私学課、大阪府知事に送付する。

8. いじめ重大事態を未然に防ぐために

いじめ重大事態を未然に防ぐために以下の内容に留意する。

- ①いじめの積極的認知や早期発見・早期対応を徹底し、いじめを重大化させないように取り組む。担任からの報告を受けた場合は、「いじめ防止対策会議」をすぐに開催し、「いじめ防止対策委員会」は実効的な役割を果たす。重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出す。重大事態が発生した場合に、「いじめ防止対策委員会」が法人本部と連携をとって対応する。迅速かつ適切に対応することができるように平時から備えておく。
- ②不登校及びその傾向にある児童には、「いじめによる不登校を余儀なくされている『疑い』」がないか、児童及び保護者に確認する。
- ③年度初めの職員会議や研修会で、「いじめ防止基本方針」、法や基本方針について理解し、いじめとは何か、重大事態とは何か、またどう対処すべきかについて認識する。重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、「いじめ防止対策委員会」が中心になり、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。
- ④「いじめ防止基本方針」については年度の始めに、保護者・児童に必ず確認する。いじめの意味、いじめが発生したときの対応について確認する。保護者には4月の全校保護者会で説明する。児童が安心して生活できる学校づくりに努めていく。
- ⑤「いじめ防止対策委員会」は、学期ごとに定例会議を開催する。「いじめ防止対策委員会」が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認し、重大事態が発生した際の適切な対処のあり方について理解を深める。
- ⑥学校がいじめへの対処で判断に迷う場合や、児童・保護者が調査結果に納得していない場合等は法人本部に相談する。
- ⑦重大事態調査の際は、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録を残す。統一のフォーマットに記録し、教員のみが閲覧できるハードディスクホルダーに保存する。
- ⑧学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童について、当該児童の保護者

に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童への支援について方向性を共有する。

- ⑨いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑩いじめを重大化させないために、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。その際には、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを認識して取り組む。
- ⑪教員は、児童からの話には表面的に話を聴くだけではなく、五感を使って、全身で傾聴していく。そして、子どもの辛い思いをしている感情に共感できる力をつけるようにする。
- ⑫学級においては、共感的な人間関係を育成し、学級や、学校が安心して自分を表現できる空間にする。教員や友人から自分の存在を受容してもらえていると感じられる心理的安全性を確保した学級づくりを行っていく。特性のある児童には、特にメンタル面でのケアが必要であるため、この点を十分に配慮する。
- ⑬児童理解のための、「児童サポートミーティング」を実施する。このミーティングの際、教員の傾聴・共感のスキルアップのために、スクールカウンセラーによる研修を行う。
- ⑭支援のための特別教室を設置する。児童が安心して過ごせる空間にする。特別教室の担当教員のスキルアップが必要なため、情報共有と研修を行う。
- ⑮児童については、フォーマルアセスメントとインフォーマルアセスメントの両面の包括的アセスメントが必要になるため、学校、家庭でのABC分析(原因・行動・結果)も行い、カンファレンスで的確なアセスメントを行っていく。
- ⑯合理的配慮・インクルーシブ教育実施のための教室環境のUD化、授業のUD化、人的環境のUD化を図っていく。教室環境のUD化として、掲示物をシンプルにするなど、刺激のすくない環境にする。授業におけるUD化については、例えば、書字に苦手意識を持っている児童には、なぞりがきから始めたりすることなど、レベルに合わせた指導をすることを教員間で共有する。タブレットドリルを使用して、それぞれの理解度に合わせた学習を行い、個別最適化の学習を推進する。教員の授業力向上がUD化において重要になるため、授業改善に取り組む体制を研究部が中心になって作る。毎学期の研究授業や授業研修会を充実させる。人的環境のUD化として、道徳や学級指導を通して心を育成できるよう、道徳部会が授業改善を推進する。
- ⑰人権教育のため、講師を迎えて教員研修を実施する。また、児童への人権教育として障害をもって生きている方を講師に迎え講演会を実施する。異文化理解を図るために、留学生の学生を迎え、異なる背景を持つ人への理解を深める体験学習を行う。
- ⑱教員自身が自己受容できるように、また、お互いの他者受容ができるように、お互いの思いを共有できる機会を設ける。

- ⑱DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）の概念を学び、多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包摂性（Inclusion）の考えのもと、他者受容の認識を深められるよう、教員間で研修を重ねていく。
- ⑳「生徒指導提要」の研修を行い、児童指導についての基本的な対応について理解を深める。また、「いじめ防止基本方針」さらに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についての研修を重ねる。いじめへの認識や初動をどのように進めるべきであったか、事例を通して確認を深め、児童・保護者に寄り添った対応のあり方について、カウンセラーからの研修も受けていく。アンケートや懇談を通して、児童の心の変化に気づけるよう、丁寧に関わり、「いじめの見逃し0」を教員の合い言葉にして、学校全体で全ての児童に関わっていく。

以上

この方針は2025年5月1日より施行する。